平成２２年（フ）第１６９２号
東京都日野市万願寺４－２－２ソシア下河原404号、住民票上の住所東京都八王子市大和田町６丁目１番12号カレッジタウン２号棟763号
破産者　山口　嗣也
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１９９号
横浜市西区高島２丁目10番13号
破産者　有限会社Ｎｏｖｅｌ
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８５号
神奈川県小田原市扇町５丁目14番12―118号
破産者　有限会社ファースト
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９５号
愛知県蒲郡市三谷町南山１番地96
破産者　株式会社四海波
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２６５号
京都府宇治市槇島町吹前55番地の５
破産者　株式会社大坊製作所
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０７号
最後の住所京都市下京区五条通油小路東入金東横町240番地　ノアーズアーク京都五条306号
破産者　被相続人亡根本正之の相続財産
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
神戸市西区桜が丘中町６丁目11番地の５
破産者　有限会社プランニング・ズウ・インダストリー
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４４２号
宮崎市高岡町飯田2478番地
破産者　有限会社永山工業
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第６４３号
群馬県前橋市上泉町1178番地１
破産者　平和建設株式会社
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３１２号
神奈川県横浜市都筑区南山田町4502番地
破産者　有限会社カマタ電機製作所
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１２１号
栃木県足利市山下町1388番地
破産者　有限会社山田通信製作所
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１２２号
栃木県足利市山下町1231番地３
破産者　有限会社エステック
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第９２号
広島市西区竜王町７番32号
破産者　門本　繁子
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９号
茨城県猿島郡境町大字金岡334番地
破産者　有限会社仲一
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第６５８号
東京都昭島市福島町２丁目26番８号
破産者　有限会社トシーズモーター
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６５９号
東京都府中市日新町３丁目30番地の４　シャトル日新307
破産者　坂入　利秋
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９６０号
大阪府和泉市和気町２丁目３番６－Ｊ棟1105号
破産者　株式会社Ｓ・Ｉ・Ｃ
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１７７号
広島市安佐南区川内４丁目２番21号
破産者　有限会社空
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５８１号
札幌市中央区南９条西６丁目１番25
破産者　有限会社ベストワンコーポレーション
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７５号
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目１番７号
破産者　有限会社トージツ
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４９５号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎東松原11番地２
破産者　有限会社アルテックス
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４９６号
東京都あきる野市原小宮341番地12
破産者　翠星運輸有限会社
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部